## 第101表 民事執行既済事件数一事件の種類及び終局区分別 一全地方裁判所

本表から第103表までは、全て新法を対象としたものである。

事	件	Ø	種	類	総	終	他配施 の当し 事等た 件をも	却	取消	取下	その
					数	結	で実の	下	L	げ	他
	届に基っ 施 す る			判所が 手続	69 683	15 264	51 576	1	33	10	2 799
強	制		執	行	127 926	13 259	2 015	33	2 201	108 190	2 228
不強	動 産 制 競		に 強制	す る 理	4 821	1 086	50	3	1 037	2 626	19
<b>債</b> 対	権及びする			産 権 に 執 行	123 105	12 173	1 965	30	1 164	105 564	2 209
担	保	権	実	行	14 120	9 232	121	29	498	4 186	54
	動 産 等保権の実				13 062	9 143	117	4	492	3 292	14
	権 及 び 的とする				1 058	89	4	25	6	894	40